

鈴鹿市告示第 2 1 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を決定し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名 (路線番号)	起点	主要な経過地	延長 (m)
	終点		幅員 (m)
稲生塩屋三丁目 5 1 7 号線 (073517)	稲生塩屋三丁目	稲生塩屋三丁目	56. 8
	稲生塩屋三丁目		2. 2～2. 5
稲生二丁目 5 1 8 号線 (073518)	稲生二丁目	稲生塩屋二丁目	548. 9
	稲生塩屋二丁目		1. 8～12. 0
稲生歩道橋線 (073519)	稲生町字稲生山	稲生町	88. 3
	稲生町字稲生山		4. 6
野辺二丁目 4 3 7 号線 (093437)	野辺二丁目	野辺二丁目	35. 0
	野辺二丁目		5. 0～12. 0
池田 5 6 7 号線 (103567)	池田町字下り長	池田町	49. 8
	池田町字下り長		6. 0～10. 1
伊船 2 7 4 号線 (223274)	伊船町字中上ノ割	伊船町	305. 0
	伊船町字北上ノ割		8. 4～30. 0